

2015年11月27日

ゼリア新薬工業株式会社
代表取締役社長兼 COO 伊部 充弘 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳
【連絡先（事務局）】担当：袋井
〒540-0033 大阪府中央区石町
一丁目1番1号天満橋千代田ビル
TEL06-6920-2911/FAX06-6945-0730
メールアドレス info@kc-s.or.jp
ホームページ <http://www.kc-s.or.jp>

お問い合わせ

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申入れたり、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要についてはホームページをご参照ください）。

さて、当団体に貴社が提供する「ヘパリーゼ」ブランドの商品群（以下個別商品を指さない場合ヘパリーゼシリーズと呼びます）に関する情報が寄せられ、当団体にて消費者の誤認を招く表現、景品表示法上の疑義がないかについて検討しております。

つきましては、貴社に対し、下記のとおり質問がございますので、2015年12月25日までに文書でご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、本文中の貴社webサイトの引用は、11月26日時点のものです。

今後、貴社より期日までに何らかの回答をいただけない場合は、回答がなかった旨を公開させていただくこととなります。

このたびの「お問い合わせ」を機に、当団体担当者と面会の上協議を行いたいとお考えの場合は、その旨上記の回答期限までにご連絡願います。貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

また、当団体は、貴社との交渉経緯等を勘案の上、公開にて（当団体ホームページ等への掲載を含みます）不当条項の使用停止などの「申入れ」をさせていただきます場合がありますので、予めご承知おきください（当団体の活動方針については、詳しくは別添の「KC'sの『お問い合わせ』『申入れ』『差止請求訴訟』における活動方針・情報公開ルールについて」をご参照ください）。

記（質問事項）

1. 2015年11月26日現在のヘパリーゼのサイトによると、医薬品として「新ヘパリーゼドリンク」「ヘパリーゼハイ」「ヘパリーゼキング」「ヘパリーゼプラスⅡ」の4種類、指定医薬部外品として「ヘパリーゼAmino」、清涼飲料水として「ヘパリーゼW」「ヘパリーゼWHYPER」「ヘパカン」、炭酸飲料として「ヘパリーゼWSparkling」、栄養補助食品として「ヘパリーゼW粒タイプ」と合計で10の商品があります。

- ①医薬品の4種類に関して、各々どういった症状を治癒、もしくは改善する商品か、お教えてください。
- ②医薬品の4種類及び指定医薬部外品の商品に関して、web上の効能効果の表記が以下ようになっており、違いが見られません（指定医薬部外品の商品は効能効果の並ぶ順番は違います）。各々の商品の効能効果の違い及び効能効果以外の具体的な違いをお教えてください。

効能・効果

滋養強壮、肉体疲労・病中病後・胃腸障害・栄養障害・発熱性消耗性疾患・
妊娠授乳期などの場合の栄養補給、虚弱体質

- ③清涼飲料水、炭酸飲料及び栄養補助食品5種類に関して、各分類（清涼飲料水、炭酸飲料、栄養補助食品）の具体的な違い及び各商品の具体的な違いをお教えてください。

2. 「ヘパリーゼW」、「ヘパリーゼWHYPER」、「ヘパリーゼW粒タイプ」の貴社web上の表記は以下ようになっており、「飲む人にうれしい2つの成分」との表記が見られますが、これは「お酒を飲む人にうれしい」ことを意味するのでしょうか。



3. ヘパリーゼシリーズの医薬品のテレビコマーシャルにおいて、飲み会もしくは飲み会から帰るタクシーのシーンが見受けられますが、貴社web上の効能効果の表記には、特に二日酔いや飲酒時に対する効能効果の表記は認められません。二日酔いや飲酒時に対する効能効果はあるのでしょうか。
4. 貴社はヘパリーゼシリーズにおいて、外装に用いられている肝臓らしき絵など、医薬品・指定医薬部外品と清涼飲料水・炭酸飲料を統一したイメージで展開されているように見受けられます。実際テレビコマーシャルも、「へパへパへパリーゼ」などと同じく統一したイメージで放映されているようです。これは効能効果のある医薬品などと、効能効果の期待できない清涼飲料水などをいたずらに誤認させる結果につながりかねないと、当団体は認識していますが、貴社の見解をお教えてください。

以上